

## 地域活性化に向けた資金の確保

### 1 現状認識と対応の基本的考え方

#### (地方における資金循環の現状)

- ・個人金融資産は全国に約 1 5 0 0 兆円あるとされ、うち個人預金（国内銀行）についてみると全国の約 3 4 2 兆円のうち地方圏のシェアは約 4 割と、地域活性化に向けた原資は各地域に十分に存在。
- ・地方銀行等の地域預貸率をみると、近年、全国を通じて経年的に低下傾向。とりわけ地方圏では、5 0 ~ 6 0 % 台と極めて低い水準。
- ・地方部においては、そもそもビジネスチャンスの乏しさから、資金需要自体が少ないとの指摘もあるが、地域活性化の担い手である企業などの民間主体（借り手側）からは、資金調達の困難が指摘。特に、中小企業、NPOなどが資金調達の困難を訴えるケースはしばしば。

#### (地方における「実感を伴う小さな資金循環」の形成)

- ・地域の資金は、当該地域での投資にこだわる必要もなく、死蔵することなく有効に活用されることが大事という考え方も存在。
- ・自立的な地域社会の形成に向けて、潜在的な地域貢献への個人の志を顕在化させ、地域の資金が出し手の実感を伴いつつ地域に再投資されるパターンを形成するなど、資金の「小さな循環」の促進を一つの視点として重視。
- ・地域における資金需要には、中堅企業の設備投資資金や技術開発資金、中小企業、コミュニティビジネス、NPOなどの立ち上がり資金や運営資金など多様なパターンがあり、円滑な資金調達のためのきめ細かな対応、工夫が必要。

#### (地域市場金融の円滑化)

- ・市場的な資金確保に関しては、出融資に係る企業情報の非対称性など、貸し手、借り手双方の側の問題が存在。具体的には、中小企業、NPO等のスタートアップにおける出融資の判断に際しては、貸し手側からみると、借り手の事業遂行・返済能力、個別事業の事業性等が明らかでなくリスク負担に消極的。他方、借り手側からみると、審査に要する情報提示に習熟していない場合が一般的。地方銀行等については、これまでの不動産等の保有資産担保中心の融資慣習や、知的財産権担保を

はじめ新たな金融手法に取り組む機会の乏しさ等から、ベンチャー的な資金ニーズへの審査体制が十分でないとの指摘。

- ・このような状況に対応して、特に、地域金融の現場の貸し手側の審査能力（目利き力）の補完、経営支援能力の強化等が必要。

（「新たな公」の考え方に基づく企業力、個人資産の活用）

- ・近年、純粹な市場原理に基づく資金循環のほかに、経済合理性以外の観点から、CSRの考え方に基づく企業力の活用や地域貢献への「志」を持つ個人の資金の活用の事例が生まれつつあり、こうした「新たな公」の考え方に基づく投資行動の顕在化、民間資金の誘導を促進するための土壌、枠組みの形成が必要。

- ・この観点から、行政には、税制の活用、リスクの一部負担、事業の公益性の認定、など仕組み方に応じて、さまざまな役割、機能の発揮が期待。

## 2 民間市場での資金確保における取組の方向

（中小企業、NPO等の事業資金等の確保）

中小企業、NPO等の事業展開等の要する資金について、特に、以下のポイントから、具体的な取組み、検討を推進。

- ・貸し手、借り手間の情報の非対称性が原因で収益性等が潜在する事業にも円滑に資金が向かわない、という問題を解消するため、コミュニティの相互保証性を活かした借り手側の信用力の強化と貸し手側の情報収集コストの低減を図る、リレーションシップ・バンキング、コミュニティ・クレジット手法の活用等による地域密着型金融を引き続き促進。（地域の金融機関と地域企業等とのリスク共同管理、コスト共同負担の考え方の促進）

- ・地域の金融機関の審査能力を補完し、リスクの集中的管理を図るため、審査等の際して、審査や経営支援のノウハウ・経験を有する既存金融機関や都市部等の専門的人材のインターメディエート機能ほかのテクニカル・アシスタンス機能の積極的な活用を検討。これらの取組により、地域金融における「目利き力」を強化。

- ・米国の地域再投資法を参考に、地域の金融機関の地域貢献情報を公表するなど、地域金融機関の地域貢献への姿勢転換を促進。例えば、観光、地域ブランド産業などの地場産業の育成・支援の取組み姿勢を一層促進。

- ・地域の産学連携による地域資源、地域技術力を活用した事業への出資等を行う地域金融機関等による地域ファンド形成の取組みを一層促進。（例、「東北インキュベーションファンド」）

- ・エンジェル税制、拡大縁故投資方式の活用により、個人投資家の資金を円滑に中小企業に誘導する機能を持つ未上場企業向け証券市場であるグリーンシート市場の育成など、中小企業の資金確保を多様化する枠組みの整備、充実を促進。

（中小企業の運転資金等の確保）

なお、中小企業の運転資金等については、売掛債権の流動化など動産・債権譲渡担保融資の促進、そのためのインフラともなりうる電子債権構想の検討等を推進。その他、中堅企業等の技術開発資金の確保など、地域で必要とされる資金確保、循環について、ニーズを踏まえ、きめ細かい対応を引き続き推進。

### 3 「新たな公」の考え方に基づく「志」がある企業、個人の力の活用等

（企業力の地域活性化への活用）

- ・普及しつつあるCSR（企業の社会的責任）の考え方を背景にして、国、地方各々の税制上の工夫の検討等により、企業力の地域活性化への活用を促進。例えば、法人住民税の一部（超過課税分）をコミュニティ活動等に充当するなどの一部自治体における取組みなど、地域での工夫を一層促進。

（「志」を持つ個人による地域貢献型の資産活用）

- ・潜在的には高いと考えられる地域出身者、地域在住者などの個人が持つ地域貢献への「志」を顕在化させ、こうした「志」ある個人資金の地域貢献型の事業や担い手への投資等に関して、気運醸成、税制などにより環境を整備。

- ・ミニ公募債の取組みは、「志」ある地域住民の資金を地域貢献事業に誘導する工夫として普及しつつあり、引き続き必要な事業への的確な活用を促進。

（市場における資金循環を誘導する行政の呼び水機能の発揮等）

- ・市場における資金調達を補完するため、「志」ある資金を誘導し、地域貢献の取組みに資金供給を行うためのファンド組成の支援策等の拡充を検討。

例. 地域住民、企業、自治体の出えんによる公益信託型のまちづくりファンドの組成（一部自治体で実施中）などの取組みを促進。さらに、公的機関がまちづくりファンドへの上積み助成を行う仕組みの拡充等を検討。

例. 民間主体が募るファンドの運用の一部を地域貢献事業に充当することで、個人投資家の地域貢献意識の誘導・充足、ファンド全体の収益性確保等を両立させる仕組みを検討。

・広がりつつあるNPOバンク、コミュニティファンド等の形成を促進するため、それらへの出資、寄付を誘導・促進するための税制上の工夫等を検討。

・外部性、公益性を有するが低リターンでそのままでは実現が困難な事業について、行政が収益性、公益性を踏まえた事業評価の結果に応じて適切なリスクを負担することによって、市場資金や「志」ある資金投資を誘導することにより、当該事業を実現させる仕組みについて検討を推進。（社会的責任投資の考え方の導入）

#### 4 金融ビジネス自体による地域活性化

以下のポイントに着目して、金融ビジネス自体を地域活性化に活用する視点から、検討を推進。

・金融ビジネスは、ITインフラの整備等の必要条件が満たされれば、専門的人材による地方部での展開が比較的容易とも考えられるフットルースな業態。

・地方部においても、富裕層、高齢層などの間に金融資産の蓄積が進んでいることから、地域での金融ビジネスのターゲットは存在。